## 残高証明書継続発行方式規定

#### 1. (継続発行方式とは)

お客さまからあらかじめ「残高証明書継続発行依頼書兼預金口座振替依頼書(以下、「依頼書」といいます。)」の提出を受けて、その契約内容(発行サイクル、指定科目・口座等)に基づき残高証明書を発行する取扱いをいい、「残高証明書発行依頼書」の徴求を省略するものです。

#### 2. (依頼書の届出)

継続発行方式による残高証明書発行の取扱いにあたっては、あらかじめ当金庫所定の依頼書により、証明書の対象種類、対象口座、発行枚数、証明月、証明日、手数料引落口座等をご指定のうえ、当金庫取引店にお申込みください。

### 3. (契約期間)

この依頼書の契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

ただし、期間満了日の前日までに当事者の一方から別段の意志表示がない場合には、更に1年間延長するものとし、 以後同様とします。ただし、契約の終了年月が指定されている場合は、その終了年月をもって解約とします。

## 4. (証明書の対象口座)

- (1) 残高証明書の対象口座を「一部の口座」とした場合には、当金庫所定の依頼書により指定口座をお届けください。 なお、依頼日以降に新たに作成した預金口座は対象外となりますので、その際には、改めて当金庫所定の依頼書に よりお申込みください。
- (2) 残高証明書の対象口座を「全ての口座」とした場合には、依頼日以降新たに作成した預金口座も残高証明書の対象 とします。
- (3) 残高証明書の対象口座を変更、一部取り止めとする場合は、当金庫所定の依頼書によりお届けください。

### 5. (発行手数料)

(1) 残高証明書発行手数料は当金庫所定の料金により、残高証明書証明日の属する月の翌月15日(休日の場合は翌営業日)に後払いするものとし、当金庫所定の依頼書によりお届けいただいた手数料引落口座から引落し充当いたします。以後、本依頼書有効期間中は、同様とします。

なお、この引落は令和5年5月から開始します。

- (2) 前記(1)の取扱いについては、当金庫当座勘定規定または総合口座取引規定あるいは普通預金規定にかかわらず、 当座小切手または預金通帳および払戻請求書の提出を受けず当金庫所定の方法によりお届けいただいた手数料引落 口座から自動的に引落します。この取扱いによる領収書の発行はいたしません。
- (3) 手数料は諸般の事情により変更することがあります。変更後の手数料は変更日以降最初の残高証明書発行時から適用します。
- (4) 本契約の解約時に手数料の未払いがある場合は、当金庫が指定する方法でお支払いください。

# 6. (証明書の引渡し)

- (1) 郵送扱は、お客さまの届出住所に郵送します。
  - なお、郵送料は発行手数料に含めて、前項5.(発行手数料)と同様に取扱います。
- (2) 店頭扱(取引店窓口での引渡し)は、発行後3ヶ月以内に残高証明書をお受取りください。前記の期間を経過した ものは廃棄処分いたします。これによる残高証明書の再発行はいたしません。

### 7. (届出事項の変更等)

氏名、名称、代表者、住所、電話番号、その他に変更のあった場合には、直ちに書面によって当金庫に届出て下さい。 この届出前に生じた損害について当金庫は責を負いません。

### 8. (解約等)

- (1) この契約はお客さまの申出によりいつでも解約できます。この場合、届出の印章、通帳等を持参し、当金庫所定の 書面によりお届けください。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもお客さまに事前に通知することなく本契約を解約することができるものとします。ただし、①の場合には通知します。
  - ① お客さまが手数料を支払わないとき
  - ② 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
  - ③ お客さまについて相続の開始があったとき
  - ④ お客さまがこの規定に違反したとき等、当金庫が必要と認めたとき

### 9. (損害の負担等)

- (1) 本件に関して事故等が発生した場合には、当金庫の責めによるものを除き、これにより生じた損害について当金庫は責任を負いません。
- (2) お客さまの責めに帰すべき事由により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

# 10. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上